（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部改正に伴う準備行為）

第三条　中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）前に、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第十二条の規定の例により、同条に規定する事業計画を変更し、環境大臣の認可の申請をしなければならない。

2　環境大臣は、前項の申請を受けた場合において、第二号施行日前に同項の認可をしようとするときは、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第二十条の規定の例により財務大臣に協議しなければならない。

3　第一項の認可を受けた中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第十二条に規定する事業計画は、第二号施行日において同条の規定により認可を受けた事業計画とみなす。

4　第一項の規定に違反して、同項の申請をしなかった場合には、その違反行為をした中間貯蔵・環境安全事業株式会社の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

第四条　中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、第二号施行日前に、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第十四条の規定の例により、同条に規定する会社の定款の変更をし、環境大臣の認可の申請をしなければならない。

2　環境大臣は、前項の申請を受けた場合において、第二号施行日前に同項の認可をしようとするときは、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第二十条の規定の例により財務大臣に協議しなければならない。

3　第一項の認可を受けた中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第十四条に規定する会社の定款の変更は、第二号施行日においてその効力を生ずるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第八条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）の項中「第五項（第十四条の二第二項において準用する場合を含む。）」を「第二項」に、「第十項（第十四条の二第二項において準用する場合を含む。）」を「第七項」に、「（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）及び第二項（これらの規定を」に、「第五項（第十四条の五第二項において準用する場合を含む。）」を「第二項」に、「第十項（第十四条の五第二項において準用する場合を含む。）」を「第七項」に、「第十五条の二第一項から第三項まで（第十五条の二の六第二項においてこれらの規定を」を「第十五条の二第三項（第十五条の二の六第二項において」に改め、「第十五条の三の三第一項」の下に「、第二項」を加え、「、第十七条の二第一項、同条第三項において準用する第十八条第一項、第十九条第一項、第十九条の三（第一号及び第三号を除く。）及び第十九条の五第一項（第二号から第四号までを除く。）」を削り、「第十九条の五第一項（第十九条の十第二項において読み替えて準用する第十九条の五第一項」を削り、「並びに第二十三条の四」を「、第二十三条の四、第二十四条の七第一項及び第二項、第二十四条の八第一項、同条第三項及び第四項（第二十四条の十六第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第二十四条の九（第二十四条の十七において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十四条の十（第二十四条の十七において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十四条の十五第一項及び第二項、第二十四条の十六第一項、第二十四条の二十二第一項及び第二項、第二十四条の二十三第一項及び第二項、第二十四条の二十四から第二十四条の二十六まで、第二十四条の二十九並びに第二十四条の三十」に改める。

（災害対策基本法等の一部改正）

第九条　次に掲げる法律の規定中「第三項」を「第四項」に改める。

一　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十六条の五第五項

二　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十条第二項第五号イ

三　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百二十四条第二項

四　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二条第八項

（住民基本台帳法の一部改正）

第十条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の十一の項中「、同法第十七条の二第一項の届出」を削り、同表に次のように加える。

十一の二　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条の三十三第一項の政令で定める市の長	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条の七第一項の許可、同条第二項の更新、同法第二十四条の八第一項の許可、同条第三項（同法第二十四条の十六第三項において準用する場合を含む。）の届出、同法第二十四条の十五第一項の許可、同法第二十四条の十六第一項の許可に関する事務のうち、同法第二十四条の三十三第一項の規定により同項の政令で定める市の長が行うこととされたものの実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三の二十八の項中「同法第十七条の二第一項の届出又は」を削り、「登録」の下に「、同法第二十四条の七第一項の許可、同条第二項の更新、同法第二十四条の八第一項の許可、同条第三項（同法第二十四条の十六第三項において準用する場合を含む。）の届出、同法第二十四条の十五第一項の許可、同条第二項の更新又は同法第二十四条の十六第一項の許可」を加える。

別表第四の十の項中「、同法第十七条の二第一項の届出」を削り、同表に次のように加える。

十の二　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条の三十三第一項の政令で定める市の長	廃棄物の処理及び清掃に関する法律による同法第二十四条の七第一項の許可、同条第二項の更新、同法第二十四条の八第一項の許可、同条第三項（同法第二十四条の十六第三項において準用する場合を含む。）の届出、同法第二十四条の十五第一項の許可、同条第二項の更新又は同法第二十四条の十六第一項の許可に関する事務のうち、同法第二十四条の三十三第一項の規定により同項の政令で定める市の長が行うこととされたものの実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの